（準備行為）

２　文部科学大臣は、改正後の第十六条の二第一項に規定する基本指針を定めるために、この法律の施行の日前においても、同条第三項及び改正後の第二十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、同項の政令で定める審議会等の意見を聴き、及び財務大臣に協議することができる。

（国立大学法人法の一部改正）

３　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第一項及び第二項中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改める。

地方交付税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

文部科学大臣　永岡　桂子

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九十五号

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の二第一項第一号及び第三項中「この条の」を「第十条第三項本文の規定により令和四年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いたこの条の」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（臨時経済対策費の基準財政需要額への算入）

第二条　令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法（次条において「法」という。）第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	臨時経済対策費	人口	一人につき　一、八〇〇円
市町村	臨時経済対策費	人口	一人につき　一、八〇〇円

２　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

（令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和五年度における交付）

第三条　令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　法附則第四条の規定により算定された令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額から法附則第十一条に規定する令和四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和四年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の三第二項の規定により令和四年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額

総務大臣　松本　剛明

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の六」に、「第八章　新感染症（第四十四条の六―第五十三条）」を「第七章の二　指定感染症（第四十四条の七―第四十四条の九）　第八章　新感染症（第四十四条の十―第五十三条）」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第十二条第一項中「並びに第十五条第十三項」を「、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項」に改める。

第十四条に次の四項を加える。

７　厚生労働大臣は、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち第一項の厚生労働省令で定めるものであって当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

８　前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該都道府県知事が管轄する区域内に所在する指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を届け出ることを求めることができる。この場合において、当該届出を求められた医師は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。